

マイナンバー

社会保障・税番号制度



愛称：マイナちゃん

平成26年10月版

内閣官房 社会保障改革担当室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

マイナンバーは、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

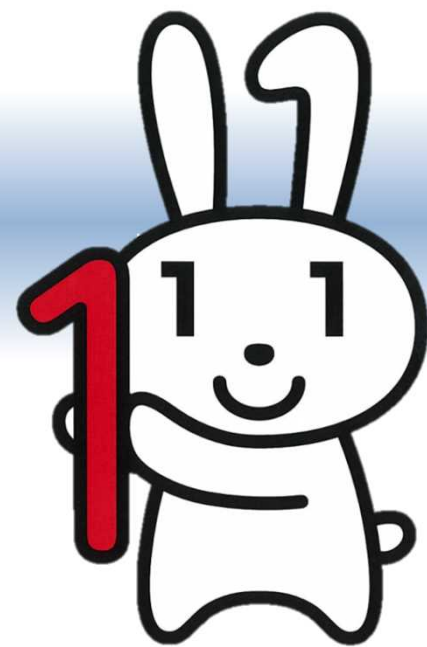
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・ 住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・ 市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・ 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

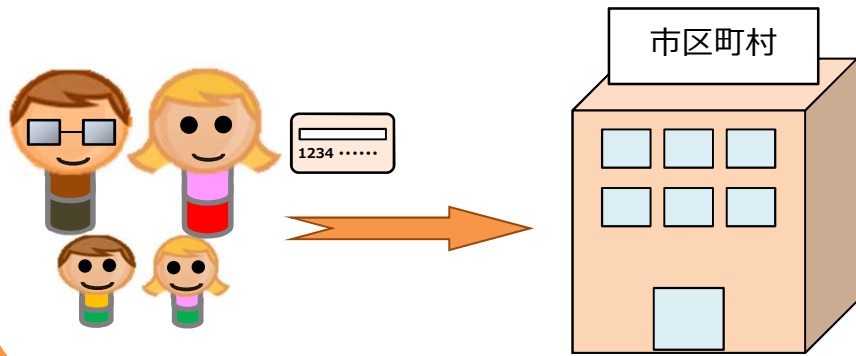
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

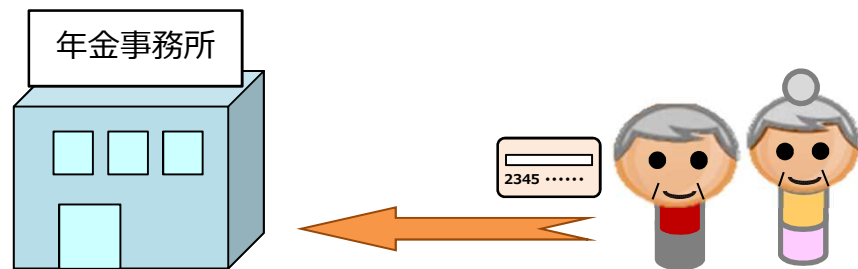
マイナンバーは次のような場面で使います。



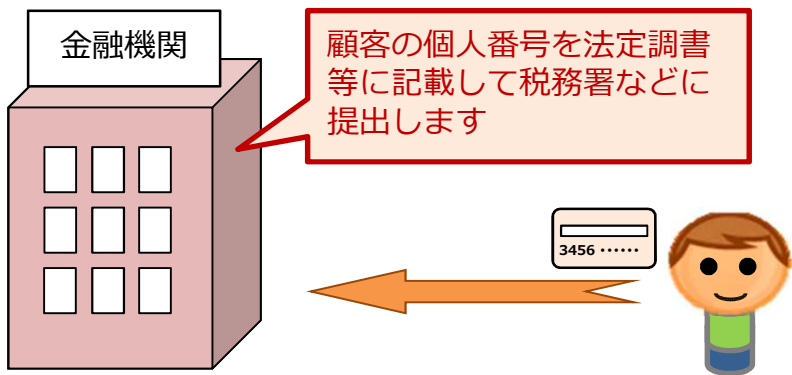
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



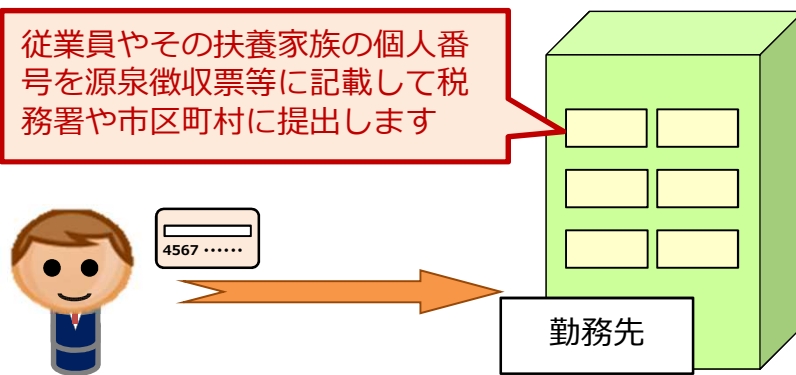
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバー
を提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

4

民間事業者も、税や社会保険の手続で、 マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

個人番号
1234.....

個人番号の提示



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

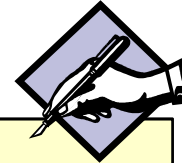
民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

各種法定調書や被保険者
資格取得届等に**個人番号**
を記載し、行政機関等に
提出します。



支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **個人番号** 1234.....
氏 名 番号 太郎

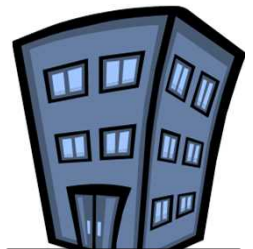
被保険者資格取得届
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678..	難波 一郎	25.4.1
9876..	難波 花子	25.4.1

行政機関



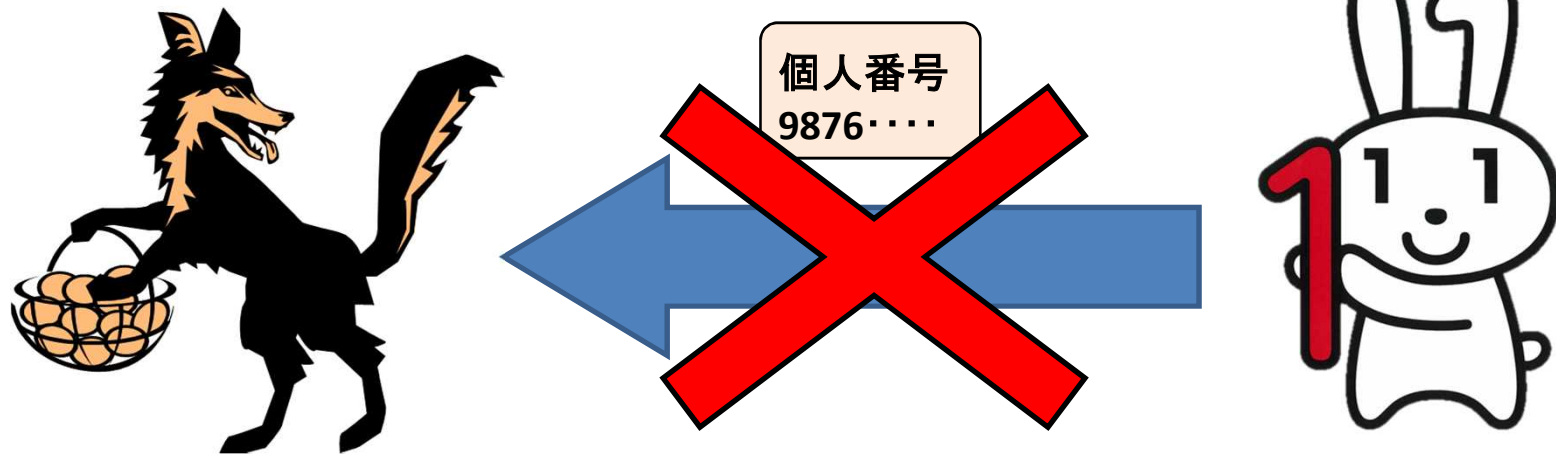
税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

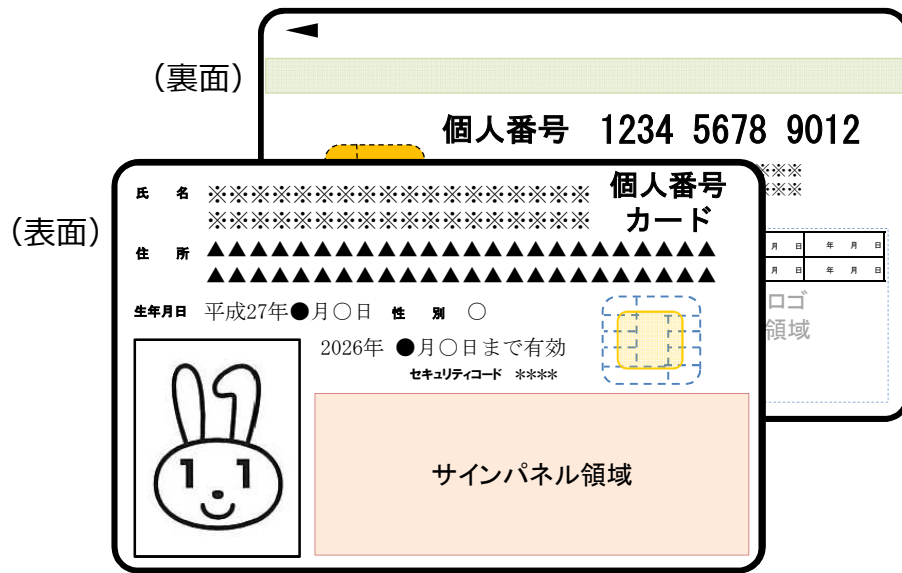
マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の
手続のために行政機関等に提供する場合を除き、
むやみに他人に提供することはできません。



- ・ マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・ 他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

個人番号カードは、 本人確認のための身分証明書として使えるほか、 様々なサービスに利用出来ます。

- ・マイナンバーの通知後に市区町村に申請すると、個人番号カードが交付されます。
- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ・図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- ・住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。



※カードには機微な個人情報記録されません。

- ・カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などの情報は記録されません。

マイナンバーを含む自分の個人情報が やりとりされた記録を確認できます。



マイ・ポータル (イメージ)

マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます

行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます

行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます

行政機関などへの手続を一度で済ませることが出来ます



- ・マイ・ポータル (情報提供等記録開示システム) は、平成29年1月から稼働する予定です。
- ・マイ・ポータルの機能の詳細は検討中です。

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

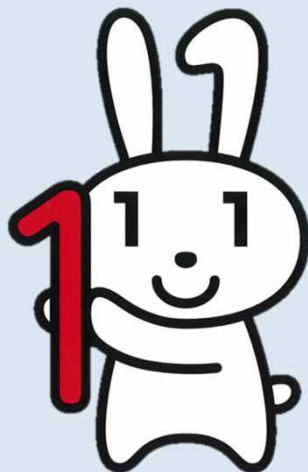
マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

☆ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

☆ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークを御使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

ご不明な点は マイナンバーの コールセンター

マイナンバー
0570-20-0178
まで